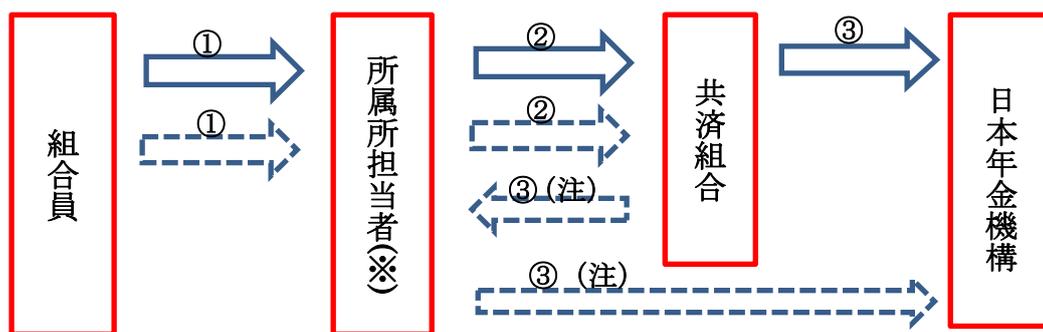


VI 国民年金第3号被保険者の手続き

当共済組合員(国民年金第2号被保険者(※))の被扶養者となった20歳以上60歳未満の配偶者(以下「被扶養配偶者」という。)は、国民年金法第7条より「国民年金第3号被保険者(以下「被保険者」という。)」になります。なお、国民年金の被保険者の種類については【参考①】(P26)にてご確認ください。

※65歳未満の方及び65歳以上70歳未満で老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方

【手続きの流れ】



(※) 被扶養者申告等各種申告及び各届出について、大阪府の総務事務システムを使用してシステム申請する方は、直接、総務サービス課へ提出してください。

 一般組合員
 短期組合員

- ① 被扶養者認定・取消の提出書類とあわせて、「国民年金第3号被保険者関係届(該当・非該当)」及び基礎年金番号確認のための書類を所属所担当者(※)に提出してください。提出書類については以下【共済組合への手続きが必要な場合及び提出書類】をご確認ください。
- ② 提出された①の書類を所属所担当者(※)が確認後、当共済組合に提出します。
- ③ 共済組合で被扶養者認定後、日本年金機構へ「国民年金第3号被保険者関係届」を提出します。
(注) 一般組合員については共済組合から、短期組合員については所属所から提出します。

■届出事項の変更(住所、氏名変更など)についても上記の手続きの流れで都度手続きを行います。

【共済組合への手続きが必要な場合及び提出書類】

被保険者の認定、取消や届出事項の変更があった場合、以下1~4のように手続きを行ってください。その際、基礎年金番号のわかるもの(注1)の写しを添付してください。(※)

ケース	ケース	手続き
1	組合員の被扶養配偶者となったとき 組合員の加入する年金制度が変わったとき (公立学校共済から地共済が変わったときなど)	『国民年金第3号被保険者関係届』を提出してください。(注2)
2	組合員の被扶養配偶者の資格を取消したとき (収入超過・雇用保険受給開始・死亡) 配偶者(第2号被保険者)と離婚したとき	被扶養配偶者ご自身が市区町村の国民年金担当窓口へ「種別変更」(第3号被保険者から第1号被保険者へ)を届出してください。また、『国民年金第3号被保険者関係届』を当共済組合へ提出してください。
3	被扶養配偶者の住所を変更したとき	『国民年金第3号被保険者住所変更届』を提出してください。
4	被扶養配偶者の氏名・生年月日・性別の変更、訂正があったとき	『国民年金第3号被保険者関係届』を提出してください。

※共済組合で手続きが不要なケースは、次ページの【参考②】を参照してください。

(注1)基礎年金番号のわかるもの

基礎年金番号通知書、国民年金手帳等の写し。なお、これらを紛失した場合、居住地の年金事務所にお問い合わせください。

(注2)「国民年金第3号被保険者関係届」の記入について

被扶養者認定の届出が遅れて、事実発生日と被扶養者認定日で相違があっても国民年金第3号被保険者関係届の資格取得日は事実発生日となります。ただし、事実発生日から認定日までの間は原則2年以内となります。

(例)

〈ケース〉事実発生日；令和2年2月1日、被扶養者認定日；令和2年4月1日(届出遅れ)

〈第3号被保険者欄〉 資格取得日 令和2年2月1日

【参考①】国民年金の被保険者の種類

種別	対象者	保険料
第1号被保険者	日本国内に住所を有する 20歳以上60歳未満の者 (第2・3号に該当しない者) (例)自営業者など	個別に保険料を納めます。
第2号被保険者	共済組合の組合員 厚生年金等の被保険者(65歳未満)	共済組合へ掛金又は厚生年金等へ保険料を支払うことによってそれぞれの制度から国民年金制度に拠出されます。
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で 20歳以上60歳未満の者	共済組合又は厚生年金から拠出され、個別に保険料を納める必要はありません。

【参考②】共済組合での手続きが不要な場合

被扶養者の資格を喪失する以下1～3に該当する場合には共済組合での被保険者の手続きは不要です。

	ケース	手続き
1	被扶養配偶者が就職し、厚生年金等の被保険者となったとき	就職先で「種別変更」(第3号被保険者から第2号被保険者へ)届出を行ってください。
2	組合員が退職し、再就職しない場合(任意継続組合員となる場合も含む)	組合員の配偶者は国民年金第1号被保険者になるため、配偶者が居住する市区町村の国民年金担当課へ届出を行ってください。その際、資格喪失証明書、年金手帳等必要な書類があるため、居住地の市区町村国民年金担当課にお問い合わせください。
3	組合員が退職し、再就職する場合	組合員の配偶者は、引続き国民年金第3号被保険者となりますが、再就職先を通じて改めて国民年金第3号被保険者の届出を行ってください。 (注)退職してから再就職するまでに期間が空く場合、まず国民年金第1号被保険者の手続きを行い、再就職した後に、再就職先を通じて再度国民年金第3号被保険者の手続きを行ってください。 なお、詳細は再就職先で確認してください。